

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和3年4月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版8月版)	摘 要
<p>第1編 共通編  第1章 総則  第1節 総則  1-1-1-2 用語の定義  22. 書面  書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。<u>ただし、現場代理人、監理（主任）技術者及び監督員の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。</u></p>	<p>第1編 共通編  第1章 総則  第1節 総則  1-1-1-2 用語の定義  22. 書面  書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p>	<p>(追加)</p>